

北海道告示第10813号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年5月24日

北海道知事 鈴木直道

(経済部所管分 その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>LPガス利用者緊急支援事業費補助金 エネルギー価格高騰の影響を受けているLPガス利用者の負担軽減を図るため、(一社)北海道LPガス協会が実施する事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道LPガス協会</p>	<p>(一社)北海道LPガス協会が行うLPガス利用者緊急支援事業に要する経費で次に掲げるもの                      (1) 販売事業者支援金                      ア LPガス販売事業者が実施する一般消費者等に対する料金値引きの原資として交付する支援金                      イ LPガス販売事業者の値引き実施のための経費支援として交付する支援金                      (2) 事務費                      事業者の募集、申請受付、審査・支給等、事業の運営に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課</p>		